

不当な手段とは（※3）

（鹿児島県青少年保護育成条例第28条第3項第2号に規定）

- ・ 青少年に拒まれたにもかかわらず、児童ポルノ等の提供を求める
- ・ 青少年を威迫し、欺き、困惑させ、児童ポルノ等の提供を求める
- ・ 青少年に対して対償を供与し、又はその供与の約束をする方法で児童ポルノ等の提供を求める